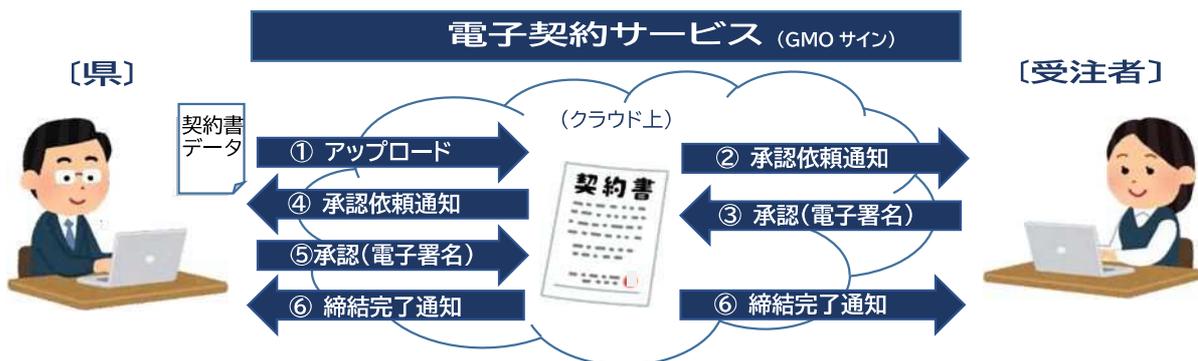


福島県では電子契約サービスを開始します

福島県では事業者の皆様、県、双方の利便性向上、契約事務の効率化、ペーパーレス化を図るため、令和7年10月から電子契約サービスの利用を開始します。

◆電子契約とは？

従来の紙による契約書に記名、押印する方法に代えて、契約書データに電子署名を付与することで法的に有効な契約書とする契約方法です。



福島県との契約手続が、より迅速に、より便利で簡単になります！

◆電子契約の対象は？

◎以下の契約を除き、県と締結する契約全般で電子契約サービスが利用可能となります。

※令和7年10月1日以降に入札公告、指名（見積合わせ）通知を行う契約案件よりサービス利用が可能となります。

【電子契約の対象としない契約】

- 受注者が電子契約を希望しない場合(従来通り書面(紙)での契約締結となります。)
- 法令等により書面での契約が定められている契約。
- その他、電子契約によることが適当でないと思われる契約(契約期間が10年を超える契約等)

◆電子契約のメリットは？

コストの削減

- 印刷代、郵送代が不要。
- 印紙税の納付が不要。
- 文書保管スペースが削減。
- インターネット環境と電子メールアドレスがあれば利用可能（利用料や電子証明書発行手数料等は発生しません。）

契約手続の迅速化

- インターネット上で契約の署名手続きが完了するので、書類のやり取りに要する日数が大幅に短縮。
- インターネット上で契約締結後の契約書データを受領できるので、契約書受領にかかる日数も大幅に短縮。

◆詳細は福島県入札監理課ホームページを御確認ください。

◆福島県入札監理課ホームページ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>

福島県入札監理課 電子契約

検索

福島県電子契約サービス



ぜひ、電子契約サービスをご活用ください！

【主な留意事項(Q&A)】

○発注機関が電子契約を行うかどうかは、どのように確認すればよいですか。

⇒電子契約の対象とする契約案件は、入札説明書や指名通知、又は随意契約における見積依頼を行う際に、その契約が電子契約可能な旨を明示いたします。

○電子契約を希望する場合、どのような手続きが必要ですか。

⇒落札者となった事業者様は、「電子契約申出書兼メールアドレス確認書」を発注機関へメールで御提出いただきます。

確認書の様式は、福島県入札監理課の HP からダウンロードできます。

(URL) <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>

その後、発注機関が電子契約サービス(GMOサイン)に契約書をアップロードしますので、GMOサインにログインし、契約書の内容を御確認の上、承認(電子署名)する流れになります。なお、ログインに必要なアクセスコードは、確認書に予め記入した4桁の数字となります。

○契約締結日はどのように設定されるのでしょうか。

⇒発注機関と事業者様の双方の電子署名が完了した段階で、契約日が確定します。

契約予定日までに署名(承認)を行えるよう、発注機関と調整いただくこととなります。

○契約書以外の書類はどのように取り扱えば良いのでしょうか。

(仕様書、個人情報取扱特記事項等の場合)

⇒契約書一式として GMOサインにアップロードします。

なお、アップロードは発注機関で行いますので、事業者様側から書類を追加できません。

(着手届、監理技術者届、工程表等の場合)

⇒GMOサインの機能上、当該書類等は添付できないため、従来どおりの取扱いとなります。

○紙媒体による契約との関係性について教えてください。

⇒電子契約が可能な場合であっても、希望により紙媒体の契約とすることが可能です。

また、紙媒体で締結済みの契約を変更契約時に電子契約に変更することや、GMOサインで締結済みの電子契約について、変更契約時に紙媒体の契約に変更することも可能です。

○契約書の記載内容に誤りがあった場合、どのように処理すればよいですか。

(契約締結前の場合)

⇒電子署名前の契約書は破棄し、修正後の契約書で新たに契約を締結します。

(契約締結後の場合)

⇒契約当事者双方の合意に基づき、訂正の内容を記載した覚書を締結します。

※その他詳細については、福島県入札監理課の HP に掲載されている「よくある質問(Q&A)」を御覧ください。

(URL) <https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/708761.pdf>